

医療維新

社会医学、独自に「専門医制度」設立へ



検討委員会を設置、2年後めどに

レポート 2015年6月8日(月)配信 成相通子 (m3.com編集部)

2017年度に新専門医制度が開始するのに合わせて、社会医学領域でも新たな専門医制度を設立する目的で、関係する学会や協議会など10団体が6月5日、社会医学領域の専門医に求められる基礎的能力やサブスペシャリティをまとめた提言書を公表した。

日本専門医機構の新専門医制度が対象とする19の基本領域は、いずれも臨床医学で、社会医学領域は含まれていない。日本公衆衛生学会担当理事で日本医療・病院管理学会担当理事の今中雄一氏（京都大学医療経済学分野教授）が会見し、「独自の評価・向上システムにより、社会医学領域の専門医制度を構築すべき」と述べ、新たな制度設計を検討する委員会を7月に立ち上げるとした。制度は「2年後をめどに開始したい」としている。

委員会は社会医学領域の専門医を「国の認定制度」にすることも視野に入れており、厚生労働省の「地域保健健康総合推進事業」として今年度予算の申請を行ったという。これまで、日本専門医機構の『20番目の新たな専門医』としての位置付けも視野に入れて検討してきたが、臨床技術や資格の担保を目的とする同制度とは性質が異なるとの指摘があった（『「社会医学系の専門医設立を」関係学会が検討』を参照）。今後も同機構との話し合いは続けながら、検討を続ける。

全国衛生部長会副会長の坂元昇氏（川崎市健康福祉局医務監）は「社会医学の資格やキャリアパスを明確化しなければ、若手の医師で社会医学を志す人が減ってしまう。国民の認知度を得るためにも必要だ」と社会医学領域の専門医制度設立の意義を強調。「地方行政からも、そのような制度が必要だとの声が出ている」と訴えた。

制度は日本専門医機構の専門医制度と同様に、2階建ての仕組みになる見通りし。1階部分は社会医学領域に共通する基盤部分で、2階部分は産業医や公衆衛生などさまざまな社会医学領域のサブスペシャリティになる。指導医の認定も、2年後までに各分野の十分な経験がある医師を対象に行いたいとしている。

また、社会医学領域では医師以外の他職種も活躍していることに関して、坂元氏は「他職種の中でも医師はリーダーになる。医師としての専門性や法的な位置付けが重要」と指摘。日本衛生学会理事長の小泉昭夫氏（京都大学環境衛生学分野教授）も「医学の知識を基に、さまざまな分野を横断して政策提言できるのは医師」と話し、医師の役割が社会医学領域でも大きな位置を占めるとした。保健師や看護師など他職種の社会医学系の資格なども同時に検討したいとしている。

提言に加わったのは、日本衛生学会、日本産業衛生学会、日本公衆衛生学会、日本疫学会、日本医療・病院管理学会、日本医療情報学会、全国保健所長会、地方衛生研究所全国協議会、全国衛生部長会、全国機関衛生学公衆衛生学教育協議会の計10団体。5日にまとめた提言の骨子は、以下の通り。

<社会医学領域の専門制度の基本>

専門医の質を保証し、その質をさらに向上させる制度であること。

国民に信頼され、医療および公衆衛生の向上に貢献する制度であること。

人々の健康と命を預かるプロフェッショナルである医師が、使命感、倫理観、誇りと高教への責任を持って、自律的に運営する制度であること。

<社会医学領域の専門医に求められる基礎的能力>（共通基盤）

分析評価能力

マネージメント・管理能力

パートナーシップの構築能力

教育・指導能力

職業倫理に関連する能力

国民の健康（公衆衛生）および公共の利益に資する解決方策の提案能力

<人材像・活躍する領域>（サブスペシャリティ）

地域や国の保健・医療・福祉・環境行政に携わる人材

環境衛生、衛生研究所・環境研究所等の研究に携わる人材

感染症対策等に携わる人材

産業衛生など職域集団の健康維持・増進を担う人材、産業医

大学等で研究・教育を担い、地域や国の保健・医療・福祉・環境保全の活動、制度やシステムに携わる人材

国際保健に携わる人材

保健・医療・福祉などの組織管理、質・安全の管理、情報管理を担う人材、それらの評価・向上を担う人材、それらに関わる政策づくりに携わる人材

保健・医療・福祉・環境分野における関連研究開発（臨床研究含む）と開発物の社会実装、およびその過程の制度的側面・倫理的側面の評価・支援・指導に携わる人材

医療・健康の関連産業・企業等に関わる人材など